



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2011年8月1日

高校生 を アルバイト に雇入れる際の注意点

労働基準法では満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者を「児童」と定義づけ、原則として労働をさせてはならないとしています。また、満18歳未満の者を「年少者」、満20歳未満の者を「未成年者」と定義し、一定の規制を設けています。夏休み中に、高校生をアルバイトとして雇用する事業所もあるかと思いますが、多くの高校生は年少者に該当します。そこで今回は、労働基準法における年少者（以下、高校生とする）を雇用する際の注意点について取り上げることとします。



1. 年齢確認と証明書の備え付け義務

高校生を雇入れる際、会社と本人の間で雇用契約を結ぶこととなりますが、併せて親権者等の同意を得ておく必要があります。また会社には、年齢を確認できる書類（たとえば住民票記載事項証明書）を備え付けることが法令で義務付けられています。そのため、従業員を雇用する際には必ず年齢を確認することが求められています。なお、備え付けがされていなかった場合には、30万円以下の罰金という罰則が設けられているため、確実にしておきたいものです。

2. 労働時間管理における注意点

高校生に関しては労働時間についても注意する必要があります。具体的には、1日8時間、1週40時間の法定労働時間を超えて勤務させることができず、また変形労働時間制やフレックスタイム制を適用することも禁止されています。

一般従業員の場合、36協定を労働基準監督署に届け出ることにより、法定労働時間を超えて時間外労働や休日労働をさせることが可能となりますが、高校生の場合、原則として禁止とされています。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、例外として法定労働時間を超えて勤務させることができます。

1週間の労働時間が40時間以内であり、1週間のうち1日の労働時間を4時間以内に短縮すれば、同一週内の日について労働時間を10時間まで延長可能

1日8時間、1週間48時間以内であれば、1ヶ月または1年単位の変形労働時間制を適用可能

また、高校生の場合、深夜（午後10時から午前5時まで）における勤務についても原則として禁止されています。ただし、交代制で勤務する満16歳以上の男性等、一部に限りこれが認められています。



業務が繁忙となると、アルバイトにも残業をさせるというケースが発生しますが、高校生については法定労働時間の範囲内とし、また深夜の時間帯に勤務させないように、日々の労働時間管理をしっかりと行っていかなければなりません。

最新情報！

雇用保険の給付に係る支給限度額等の変更

平成 23 年8月1日から、高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付に係る支給限度額等が、次のように変更されます。この変更の結果、従業員の方への支給額が変更されることがあります。

		平成 23 年7月 31 日まで	平成 23 年8月1日から
高年齢雇用継続給付	支給限度額	327,486 円	344,209 円
	支給額の下限	1,600 円	1,864 円
高齢者雇用継続給付 (60 歳到達時等の賃金月額)	支給限度額	436,200 円	451,800 円
	支給限度の下限	60,000 円	69,900 円
育児休業給付	支給限度額	204,750 円	215,100 円
	支給限度の下限	30,000 円	34,950 円
介護休業給付	支給限度額	163,800 円	172,080 円
	支給限度の下限	24,000 円	27,960 円

高年齢雇用継続給付の概要

60 歳以降、継続雇用や再雇用する場合、それまでより賃金を下げる企業がほとんどです。そこで、60 歳時点とくらべて賃金が 75% 未満に下がったなど、一定の要件を満たした場合に政府が経済的な援助をしてくれる制度があります。それが「高年齢雇用継続給付」です。この高年齢雇用継続給付には、次の2種類があります。

高年齢雇用継続基本給付金 **失業給付を受給せずに 60 歳に達した後も引き続き雇用されている雇用保険の被保険者が対象**

高年齢再就職給付金 **失業給付を受給し、60 歳に達した後に再就職した雇用保険の被保険者が対象**



高年齢雇用継続給付の制度を上手に使い、労働者の総収入(給付の額 + 賃金)が減らないようにして、賃金や社会保険料の支出を軽減することも可能です。ご興味のある方は、お気軽にお問い合わせ下さい。

あとがき つちはし事務所より

暑中お見舞い申し上げます。暑い日が続きますが、皆様の仕事場での熱中症対策は万全でしょうか？ 熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、筋肉痛や大量の発汗、さらには吐き気や倦怠感などの症状が現れます。重症になると意識障害なども起こり、若い人でも亡くなる場合がありますので十分な配慮が必要です。予防のための基本的対策は、「水分補給」と「暑さを避けること」。こまめに水分を取る、衣服はクールビズに、外出時は帽子や日傘を利用する等々。職場のミーティングで、一度熱中症対策について話し合ってみてはいかがでしょうか。

これから9月にかけての時期は、賞与が出そろった後で退職者が多く、採用活動が活発になる時期でもあります。採用のために職安に求人を出すときに気をつけたいのが、いくつかの助成金は求人票を出す段階で、その助成金の対象求人であると明示する必要があること。求人票を出す前にぜひ、つちはし事務所までご相談ください。